

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

既存住宅を耐震改修した場合、120平方メートル分までを限度として固定資産税の2分の1を減額するものです。

要件

- ・ 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅であること。
- ・ 改修工事費が戸当たり30万円以上であること。
- ・ 現行の耐震基準に適合する改修であること。
- ・ 平成18年1月1日以降に工事が完了していること。

減額期間

改修工事期間	減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日までの改修	翌年度から3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日までの改修	翌年度から2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日までの改修	翌年度から1年間

手続き

改修工事が完了した日から3か月以内に必要な書類を添えて、税務課固定資産係に申告してください。

申告に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・ 耐震改修に係る固定資産税減額申告書・ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書 (地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)・ 領収書
----------	--